

自立支援医療（精神通院）の経過的特例の令和6年4月以降の取扱い
～一定所得以上（自己負担上限額2万円）対象～

☆ 沖縄県立総合精神保健福祉センター ☆

経過的特例とは？

自立支援医療（精神通院）では、所得に応じた負担上限月額が設けられています。受給者証の自己負担上限額が「20,000円」となっている方、すなわち、一定所得以上（市町村民税の所得割の額が23万5千円以上の世帯に属する方）の高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）については、国による“経過的特例”として、自立支援医療（精神通院）の適用は令和6年3月31日までとなっていますが、令和6年4月1日以降も本経過的特例を延長する予定としています。

令和6年4月1日以降の取扱いは？

- 支給認定開始日（有効期間の始期）が令和6年3月31日以前となる場合
→ 受給者証の有効期間の下段に記載した期限まで認定されたものとし、下段に記載した期限まで自己負担上限額を2万円とします。
【表示例：経過的特例が延長された場合は、令和〇年〇月末日までとする】
※国の関連政令が改正・公布されるまで上記表示となります。
※次回の申請は、延長された期限に基づき手続きしてください。
- 支給認定開始日（有効期間の始期）が令和6年4月1日以降となる場合
→ 市町村において申請書等の受理は行いますが、国の関連政令が改正・公布された後に当該申請の支給認定を行い、受給者証を発行します（令和6年4月以降に発行となります）。

国の関連政令（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令）が改正され、公布されるまでは、経過的特例が延長される予定である令和6年4月1日以降の有効期限が記載された受給者証は発行できませんので、予めご了承ください。

※ お問い合わせは、
市町村の自立支援医療（精神通院）担当課・県保健所・総合精神保健福祉センターへお願いします。